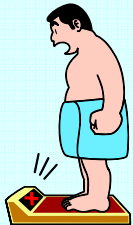


◆当院では、平成 20 年 4 月より「特定健康診査」「特定保健指導」実施に向け、準備を進めています◆

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年 4 月より医療保険者は加入者に対し「特定健康診査」・「特定保健指導」が義務化されます。（この義務は、医療機関や国民が負うのではなく、医療保険者が負うことになります。）

糖尿病、高血圧、高脂血症などの「生活習慣病」の該当者や予備群を減らすため、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の概念を導入した標準的な健診・保健指導プログラムによる生活習慣病予防対策が導入されます。



今まで
病気の「**早期発見**」「**早期治療**」のための健康診断・健康指導

加えて

これから
「**生活習慣病予防**」のための健康診断・健康指導



●特定健康診査・特定保健指導の目的

特定健康診査・特定保健指導では、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させること（病気の予防）を目的としています。

●特定健康診査とは

特定健康診査とは、40 歳以上 75 歳未満の健康保険加入者で、被保険者だけでなく被扶養者も対象となります。特定健診の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して、リスクの高さに応じて、レベル別（「動機づけ支援」・「積極的支援」）に特定保健指導の対象者の選定を行います。

●特定保健指導とは

特定保健指導は、階層化により「動機づけ支援」「積極的支援」に該当した人に対して実施されます。特定保健指導の目的は、対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようにすることにあり、対象者が健康的な生活に自ら改善できるよう様々な働きかけやアドバイスをを行います。

●最後に

特定健康診査は、メタボリックシンドロームについての保健指導が必要な対象者を抽出するための健康診断となります。当院健診センターでは、現在個人健診や企業健診を行っており、地域社会への貢献に努めています。皆様が健やかで豊かな生活を送っていただくために、さらに特定健康診査、特定保健指導の開始に向けて準備を進めております。特定保健指導に関して、医師、保健師（一定の保健指導の実務経験のある者）、管理栄養士を配置予定です。また、看護師や管理栄養士などの 3 名が所定の研修を修了しました。当院では、小さな簡単な目標を短期間から始めて継続していけるようお手伝いさせていただきます。対象者の様々な生活状況をもとに皆様と相談しながら一人ひとりに応じた生活習慣の改善方法を見つけて実行へ繋がるようにプログラムを準備しているところです。詳細は随時当院ホームページに更新していきます。

◆掲 示 板◆

●ハンドグループ「With」をよろしく!!

「With」は精神障害者支援施設・相談支援事業所 こだまの通所メンバー及びスタッフで結成された約 10 人で構成される音楽ハンドグループです。昨年新聞でも活動が紹介されました。皆さん応援よろしくお願ひします。

●新たに診療科が開設されました!!

●緩和ケア外来、整形外科外来、皮膚科外来、リハビリテーション外来が開設されました。診療日については各診療科により異なりますので診療担当表でご確認をお願いします。

●福祉制度、医療費、社会復帰などに関してソーシャルワーカーが医療相談を行っております。お気軽にご相談ください。

（医療福祉課・地域医療連携室）